

七国への分割は持統九年（六九五）かその前の持統三年（六八九）ということになるが、河野房男氏は「筑紫大宰の下限は持統八年の六九四年である。したがって九州七国の成立は六九四年以降になる」として、持統十年（六九六）が造籍年になるので、その前年の持統九年（六九五）を筑紫・豊・肥各国の分置（分割）としている。一方、長洋一氏は「六八九年（持統三）に浄御原令が成立し施行されることになった。ところがこの浄御原令の施行に伴って、九州の筑紫国・火国・豊国はそれぞれ前後の国に分割された。それは浄御原令を施行して律令国家を確立するための措置といわねばならない」としている。このように分割の時期は特定しにくい、おおよその年代は推定できよう。

豊前国の初見は大宝二年（七〇二）であるが、もとは豊後国と合わせて豊国とされていた地域も筑紫・肥国と同様に同じ年に前後に分かれたのである。七国の誕生したあと、大宝元年に日向国から薩摩国を分割し、更に和銅六年（七一三）には再び日向国から四郡を割いて大隅国おおよすみが成立して九国となり、壹岐いっき・対馬つしま・多織たねの三島を加えて九国三島制ができた。なおこの体制は平安初期の天長元年（八二四）に多織島司が停止されて大隅国に属するまで続いた。

## 二 大宰府と管内諸国

### 大宰府の成立と 九州三島の総管

大化以後に中央集権国家の建設が推し進められ、中央・地方の行政機構が整備されていくなかで、九州地方には九国三島が成立したが、特に九州には大宰府が置かれて外交・

防備および九州全域の行政を総管することになった。律令制での行政は中央政府による諸国直轄が原則であるためにこれは異例なことであった。大宰府の成立までにはその前史があり、まとめると次のようになる。

〈大宰府関連略年表〉

・宣化元年（五三六）………那津なつの口（博多付近）に官家みやけを修造し、諸国の屯倉みやけの穀を運び非常に備える。

（朝鮮半島での新羅の優勢と百済の劣勢という状況下で軍事的拠点）

・推古十七年（六〇九）………筑紫大宰の初見（筑紫大宰が創設されたか）

・天智三年（六六四）………对馬・壹岐嶋に防と烽とを置き、筑紫に大堤を築いて貯水し、名を水城みづきという。

（白村江の戦いで百済・日本軍が唐・新羅軍に大敗するという情勢下で筑紫大宰に国防と九州全体の政治を掌握させること）

・持統三年（六八九）………筑紫に遣使して、新城（政庁・諸施設か）を監せしめる。筑紫の官人に冠位授

与・辞令交付。

・持統四年（六九〇）………大宰・国司を選任する。（筑紫大宰府の正式な発足）

・大宝元年（七〇二）………地方行政は国司制とし大宰は廃止。大宰府の官制・職制が完備する。

**大宰府の官人と機構** 大宰府の官人については養老職員令六九大宰府条の規定によると、主神かむかみ・帥そち以下五〇人が配置されている（第1表）。これは各国の国衙の役人数をはるかに上回るものであるが、こ

のほかに職員令にない書生・使部・仕丁などを入れると政庁関係者数は二〇〇〇人前後に達したと推定されており、律令制下での最大の地方官司であり八省と相並ぶほどの一等官庁であった。

次に大宰府帥の職掌については同じく職員令にみられるが、次のようなものであった。

「神社のこと、戸口の簿帳のこと、百姓を字養せむこと、農桑を勧め課せむこと、所部を糺し察むこと、貢奉・孝義・田宅・良賤・

と、訴訟・租調・倉廩・徭役・

兵士・器仗・鼓吹・郵駅・伝

馬・烽候・城牧・過所・公私

の馬牛・闕遺の雑物のこと、及

び寺・僧尼の名籍のこと、蕃

客・帰化・饗燕の事。」

そのほかの官人の職掌については、

まとめると第1表のようになる。

このような官人で構成される役所

としては、政庁・学校院・蔵司・税

司・薬司・匠司・蕃客所・修理器仗

所・客館・兵馬所・主厨司・主船

司・警固所・大野城司・貢上染物

所・作紙所などがあつた。

第1表 大宰府の官人

官名	位階	数	職 掌
主 神	正七位下	1	諸の祭祀の事
帥	従三位	1	諸政および蕃客・帰化・饗燕の事
大 式	正五位上	1	帥に同じ
少 式	従五位下	2	大式に同じ
大 監	正六位下	2	府内を糺判、文案審署、稽失を勾え、非違を察する
少 監	従六位上	2	大監に同じ
大 典	正七位上	2	事を受けて上抄、文案勘署、稽失を検出
少 典	正八位上	2	大典に同じ
大判事	従六位上	1	犯状を案覆、刑名を断定、諸の争訟を判る
少判事	正七位上	1	大判事に同じ
大令史	大初位上	1	判文を抄写
少令史	大初位下	1	大令史に同じ
大 工	正七位上	1	城隍、舟楫、戎器、諸の営作
少 工	正八位上	2	大工に同じ
博 士	従七位下	1	経業を教授、学生を課試
陰陽師	正八位上	1	占筮し、地を相する
医師	正八位上	2	診候し、病を療する
算 師	正八位上	1	物の数を数え計る
防人正	正七位上	1	防人の名帳、戎具、教閲及び食料田のこと
防人佑	正八位上	1	防人正に同じ
令 史	大初位下	1	佑に同じ
主 船	正八位上	1	舟楫を修理
主 厨	正八位上	1	醢・醢・壘・菹・醬・豉・鮭などの事
史 正		20	公文を繕写し、文案を行署すること

大宰府と管内諸 大宰府は九国三島を総管する役割を持つので、次のように管内の諸国とは深いかわり国とのかわりを持っていた。

(1) 西海道各国の行・財政の監査(勘会)について

西海道各国の行政・財政上の報告書(正税帳・調帳・朝集帳・大帳―これらを四度の公文という)は、他の国々と違って直接に中央の役所(省や寮)の監査を受けず、まず大宰府で監査を受けたあと府の解(上申書)を添えて府の役人が中央で監査を受けた。

(2) 人事に関して

・管下の国司の掾以下と郡司に対して詮擬権(仮の任命権)が認められた(大宝二年(七〇二)三月)。

・府の書生は管内各国の郡司級の子弟から任用された。

・大隅・薩摩・多嶺・杵岐・対馬の国司・島司が欠員した場合には大宰府官人の中から権補する制が設けられた。(養老六年(七三二)四月)

(3) 租税に関して

・租は管内各国の正倉に蓄えられたが、府はこれを監検した。府官人の「公廩稻」と「雑用料稻」は筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後の六国の正税から府に送らせた。三国二島(日向・大隅・薩摩・杵岐・対馬)のそれは府を介して六国から送らせるのが原則であったが、防人粮さきもりぎょうも同じであった。

・管下の九国二島(はじめは三島)の調・庸・贄・雑物は府に送られて、府官人の給与、内外の使節の接待費、旅費、貿易代金などに充てられ、残り一定量を都へ送った(京進)。

(4) 神事に関して

主神は九州管内の神事を総管した。(神護景雲三年(七六九)に宇佐八幡神託を奏上したのは大宰主神である)

(5) 医療に関して

管下の病人の医療を大宰府医師が担当

(承和二年(八四五)に大宰府は筑前・筑後・肥前・豊前・豊後の五か国に医師各一人を置くことを請うなど)

(6) 民政に関して

管下で起こった災害の際の免租・救恤の申請や口分田の班給。

(7) 軍制に関して

九州では大宰府に軍団兵士(二万七二〇〇人)の動員権があった。また、管下の諸国から武器の材料を大宰

府に貢納させて大宰府で作成した。

(8) その他

大宰府は筑前国の国衙機能も兼ねていることもあった(職員令)。